

総 説

中・近世スイスのドイツ観

柳澤 伸一

<要 旨>

近年のドイツ史研究が明らかにしたところでは、叙任権闘争を経て12世紀に「ドイツ王国」が誕生した後も、ドイツ人の政治世界は、「ローマ帝国」のままであった。その帝国とは、救済史的人類史における最後の世界帝国のことであり、ドイツ人は、この帝国において、普遍的皇帝権を支え、キリスト教世界を守護する使命を担っている、と自負した。皇帝の特権を付与された諸邦からなるスイス誓約同盟の人々も、救済史的な使命を担うドイツ人の一員である、との自己理解を持ちつづけた。

スイス人を含むドイツ人のこのような自己理解は、帝国が東方のオスマン・トルコから脅かされた時、とくに、西方のブルゴーニュ公、シャルル突進公やフランス王、ルイ14世からの脅威が加わり、二正面作戦を強いられた時に先鋭化した。スイスの諸邦は、上ドイツの帝国都市がシャルル突進公を「西洋のトルコ人」と呼んで、オスマン・トルコと結託してドイツ人の使命を妨害する者、と断罪した時、それに同調した。また、皇帝使節が、同様の趣旨で、ルイ14世を「反キリスト」と断罪した時も、それを共感をもって傾聴したのである。

キーワード：スイス誓約同盟、ローマ帝国、ドイツ人、救済史

第1章 ドイツ史の始まりに関する研究の新動向¹

ドイツの歴史家は、1960、70年代まで、ドイツ（ドイツ人・ドイツ王国）の歴史の始まりについて次の様に考えてきた。ドイツ史は、それぞれ古ゲルマン時代に遡る歴史を有するフランク人、ザクセン人、バイエルン人、アレマン人などの「ドイツ諸部族」が、一人の国王を擁立する形で結集し、一個の王国になった時に始まる、と。ただし、その始まりをいつに取るかでは、さまざまな学説があった。たとえば、843年のヴェルダン条約でルートヴィヒ2世を東フランク王に擁立した時にとる説、887年にアルヌルフを国王に擁立して東フランク王国をフランク帝国から最終的に分離させた時にとる説、911年に断絶した東フランクのカロリング家に替えてザリアー家のコンラートを国王に擁立した時にとる説、919年にザクセン家のハインリヒ1世を国王に擁立した時にとる説などである。しかし、いずれにしろ、諸部族が古ゲルマン時代から実在したことを前提に、ドイツ史は、それらの諸部族が10世紀

初頭までのいずれかの時点で一個の総体に統合したときに始まる、と想定したのである。

この通説に対して根本的な批判を最初に加えたのが、E.ミュラー＝メルテンズである。彼によれば、「ドイツ王国」という概念が普及し始めるのは、ようやく、1070年代に入ってからのものであり、それには、教皇グレゴリウス7世と皇帝ハインリヒ4世との叙任権闘争が係わっていた。すなわち、グレゴリウス7世は、「皇帝たるべきローマ人の王」と自称するハインリヒ4世を「ドイツ人の王」と呼び、また、彼が支配する領域のうちアルプス以北の部分で「ドイツ王国」と呼んだのであるが、ミュラー＝メルテンズは、このグレゴリオウスの語法が、やがて、教皇教書や回状を通じてドイツにも普及していった、と主張するのである。

H.トーマスも、通説がドイツ史の始まりを遅くとも10世紀初めまでに想定するのを批判する。トーマスによれば、そもそも、ロマンス語ではなく、フォルク(theoda)の言葉を話す人々(フランク人、ザクセン人、シュヴァーベン人、バイエルン人)を一括して「ドイ

ツ人 (Theodisci)」と呼ぶことは、イタリア人により他者の呼称として始められたのであり、それが自称として使われたのは、ようやく、10世紀末のことである。さらに、ミュラー＝メルテンスも指摘したように、「ドイツ人の王」、「ドイツ王国」という術語を使用し始めたのはグレゴリウス7世であるが、彼がそうしたのは、ハインリヒ4世を、アルプス以北にとどまらず、帝国の全土を支配する者とは認めたくなかったからである。これに対して、ハインリヒ4世とその周辺の人々は、自らの君主権を、ドイツに限定されないローマ帝國的なものとして捉えていた。トーマスは、それをよく表すのが1080年ごろ書かれた『アンノの歌』である、という。

『アンノの歌』は、ドイツ語で書かれた最初の歴史詩作とされるが、ドイツ人の起源を、固有の出自と歴史を持つシュヴァーベン人とバイエルン人、サクセン人、フランク人が、ローマのカエサルによる征服やカエサルとの同盟を通じて一つの統一体になり、カエサルがローマの全権を掌握するのを助けたことに見る。トーマスは、ローマ皇帝権の原型を作り上げるにあたってカエサルとドイツ人が同盟した、という荒唐無稽ともいえるこの歴史神話を、ハインリヒ4世の統治している国家を帝国から諸王国の一つへ格下げしようとするグレゴリウス7世の試みに対する拒否回答に他ならない、と解し、1100年ごろのドイツ人は、カエサルの時代から途切れることなく続いてきたローマ帝国の中で生き、これを支配していると固く信じていた、と結論するのである。

日本の研究者で、近年、ドイツ史の始まりというテーマに関して注目すべき著作を発表しているのが、三佐川亮宏である。三佐川は、786年から12世紀半ばまでの「ドイツ」の史料用例216点を網羅的に検討した上で、次のように主張する。1970年代までの通説はハインリヒ1世の擁立(919)に「ドイツ王国へと向かう道程の終結点」を見たが、同王時代の史料には「ドイツ人の王国」という術語が全く登場しないし、同王は、「東フランク人の国王」を名乗ったことからわかるように、支配権のフランクの正当性に依拠して統治した。また、10世紀初めまでの史料を見ると、中世ラテン語の形容詞 *teutonicus* は「フォルクの言葉」を意味する普通辞であり、そこに固有のドイツ語、ドイツ人等の意味を読み取ることはできない。この事実は、トーマスの主張を裏書するものである。

たしかに、オットー1・2世期(936-983)になると、「ドイツ人」という術語が、イタリア政策を展開する

皇帝に書記などとして仕えたイタリア人により、アルプス以北の人間集団を一括して指す呼称として使われ始め、オットー3世期(983-1002)になると、軍役などを通じてイタリア政策に参画したアルプス以北出身者によっても、自称として受容されていく。しかし、「ドイツ人の王」、「ドイツ王国」という術語は、まだ、使用されなかったのである。その使用が叙任権闘争を契機として開始・普及したことに関しては、すでにミュラー＝メルテンスとトーマスの研究が解明しているところであるが、グレゴリウス7世のハインリヒ4世に対する戦いの目標は、「ドイツ国王」が全ローマ帝国を、具体的には、「ドイツ王国」を越えてイタリア王国までも支配することを拒否することにあつた、と言ってよい。たしかに、国法論的にみれば、叙任権闘争を決着させたヴォルムス協約(1122)のうち、教皇から皇帝に渡された文書の中で、司教・修道院長の叙任方式につき「ドイツ王国」と「帝国のそのほかの部分」とを区別する語法が採用されたことからすると、ヴォルムス協約をもって「ドイツ王国」が誕生したとすることも可能であろう。しかし、ドイツ人にとっての政治世界とは、12世紀以降も、「ドイツ王国」などではなく、依然として「ローマ帝国」であった。そして、その「ローマ帝国」とは、オットー朝のイタリア政策を通じて醸成されたローマ皇帝権の観念に基づくもので、創世から終末に向かって進む救済史の人類史における、バビロニア、ペルシア、ギリシア(マケドニア)に継ぐ第四にして最後の世界帝国のことである。ドイツ人は、やがて神聖帝国、あるいは神聖ローマ帝国と呼ばれるこの帝国において、普遍的皇帝権を支え、キリスト教世界を守護する使命を担っている、と自負したのである。このドイツ人の自己理解は、中世後期の歴史叙述において、15世紀まで主流を占め続けていく。

三佐川が、中世ドイツ人の政治世界観と自己理解に関して、ミュラー＝メルテンスやトーマスの研究を敷衍し、独自の資料分析を踏まえて抽出した結論は、説得的であり、裨益するところが大きい。筆者も、かつて、ブルゴーニュ戦争期のスイス人が、救済史的政治世界観に立ち、キリスト教世界を守護する使命を帯びたドイツ人の一員をもって自任していた、と論じたことがある²。以下、第2章でブルゴーニュ戦争期のスイス人の政治的自己理解について再論し、第3章では、この自己理解が近世にも持続していたことを検証する。

第2章 ブルゴーニュ戦争期スイスのドイツ観

スイス誓約同盟は、1291年に三つの渓谷共同体(ウーリ、シュヴィーツ、ウンターヴァルデン)が自治獲得のために、相互援助を誓約する永久同盟を締結したことに始まる。その後、1353年までに、三つの都市(ルツェルン、チューリヒ、ベルン)と二つの渓谷共同体(グラールス、ツーク)が順次同盟に加わるが、その時点で、誓約同盟を構成する8邦の法的地位は、必ずしも均一ではなかった。最初に同盟を締結した3邦とチューリヒ市、ベルン市が皇帝から特権を付与され、帝国直属性を有したのに対し、ルツェルン市とグラールス、ツークは、まだハプスブルク家の支配に服し、帝国直属性を有するには至らなかったからである。しかし、1415年に、国王ジギスムントが、ハプスブルク家の領地、アールガウの占領に協力した見返りとして、ルツェルンやグラールス、ツークを含む全ての邦に帝国直属性にかかわる流血罰令権と裁判高権を認める特権を付与したことにより、全邦が帝国直属性を有するに至った。ジギスムントは、皇帝に即位する1433年にも、この特権を再確認している。

帝国に直属するスイス諸邦において、ドイツ人との自己意識が高揚するのは、1453年にオスマン・トルコがコンスタンティノープルを陥れてから、特に、ブルゴーニュ戦争期(1474-77)に入ってからである。

コンスタンティノープルが陥落すると、教皇は、直ちにオスマン・トルコに対する十字軍を呼び掛け、資金調達のために「トルコ贖宥状」の販売を提唱した。その収益金の1/3はローマに送らねばならないものの、2/3を各都市の教会建築の補修のために留保しておくことが許されたので、スイスの都市当局も、この贖宥キャンペーンに積極的に取り組んだ。教皇の呼びかけを受けて、1455年に、皇帝フリードリヒ3世が、計画されている十字軍への支援をスイス全邦に要請するのであるが、その際重要なのは、その支援を「神の栄光のため、キリスト教世界の慰めのため」と並んで、「神聖帝国、とくにわがドイツ人と汝自身の名誉と利益のため (dem heiligen reich und sunder unser teutschen nacion und euch selbs zu ere und nutz)」と強調したことである³。これは、帝国とドイツ人の一員であるとのスイス人の自意識に訴えたもの、といえるだろう。フリードリヒ3世は、1466年にも使節をスイス諸邦に派遣し、計画されている十字軍への備えを怠らないよう改めて注意を喚起している。

1471年に入ると、トルコのヴェネツィアとクライン

への攻撃で、事態は一挙に緊迫した⁴。教皇が帝国にトルコ危機に対して実効的な措置を講ずるよう要請したのを受けて、レーゲンスブルク帝国議会が開催される。同帝国議会は、帝国をキリスト教界の盾と規定し、その帝国を守護する使命を帯びるドイツ人がその責務を全うすること、また、その前提条件として、帝国改革で帝国内部の秩序を確立することを決議した。以後、スイス諸邦に対しても、トルコ戦争への参加を求める帝国の圧力が高まっていく。レーゲンスブルク帝国議会の決議を受けて、帝国都市がトルコ問題への対処方針を具体化するために都市会議を1471年8月にフランクフルトで開催する運びになると、上ラインの帝国都市、バーゼル市とコンスタンツ市は、スイスのベルン市とチューリヒ市に対し、代表をフランクフルトへ派遣するよう要請する。翌月には、皇帝も、チューリヒで開催されたスイス諸邦の代表者会議に使節を派遣して、レーゲンスブルク帝国議会の決議を知らせ、キリスト教徒としての責務を強調し、軍事費に充てられるトルコ税を拠出するよう求めた。この求めに対し、諸邦の代表は、帝国の忠実な臣民、良きキリスト者として、可能な形で援助することを惜しむものではないが、あまりにも貧しいこと、また、トルコの現実的な脅威からあまりにも遠く離れていることを挙げて、トルコ税の拠出に応じるのは難しい、と返答した。この交渉結果を踏まえて、皇帝は、1473年3月のアウクスブルク帝国議会に参加した帝国都市の代表に対し、スイスの諸都市をトルコ税の支払いから免除したいとの意向を示した。しかし、その意向が帝国都市の代表たちの強硬な抗議にあうと、皇帝もそれを撤回せざるをえなかった。同年、皇帝は、あらためて、使節の派遣と書簡の送付を通じて、スイス諸邦に、トルコ問題を討議するために開催される次の帝国議会に代表を出席させるよう、厳罰を以て命じるのである。

皇帝の厳命を前にして、ベルンの主導の下、スイス諸邦が打ち出したのが、トルコ税を支払う代わりに、「西洋のトルコ人」＝ブルゴーニュのシャルル突進公に対する戦争、ブルゴーニュ戦争を遂行する、との方策である。この方策は、すでに、上ラインの帝国都市、シュトラースブルクとバーゼルが編み出し、実行に移していたものである。両市は、上述したアウクスブルク帝国議会でもトルコ税の支払いを求められた時、シャルル突進公のノイス攻囲が目前に迫っていて、そこへ軍隊を投入しなければならない窮状にあることを訴え、トルコ税を免除するよう求めた。帝国都市代表者会議もこの求めを無理からぬものと了解したので、皇

帝も、シャルル突進公の行動が対トルコ十字軍の足並みを乱し、キリスト教信仰と帝国、ドイツ人に対して深刻な打撃を与える恐れがあることを認め、上ラインの帝国都市に対して、対トルコ十字軍の一環であるブルゴーニュ戦争の遂行と引き換えに、トルコ税の支払いを免除した。かねて、シャルル突進公のサヴォア進出に脅威を感じていたベルンは、バーゼル市の使節を通じてこうした経緯を知り、上ライン帝国都市が用いた論理を援用したのである。

上ラインの帝国都市とベルンをはじめとする誓約同盟は、1474年に「10年同盟」を締結し、ともにブルゴーニュ戦争を戦った。この同盟の前文は、同盟の目的として、神の栄光のために、神聖ローマ帝国とドイツ人、すべての高貴な人々の名誉と利益と敬虔のために、すべてのラントの平和のために、不実な事態に抵抗することを謳う。同盟は、宗教的観点に立って、同盟仲間を、帝国とドイツ人と高貴な人々のために戦う者と称揚する一方で、敵対者、シャルル突進公を、キリスト教世界を外側から攻撃するトルコ人に呼応して内側から攻撃する反逆者と断罪したのである。その際、彼に「西洋のトルコ人」との烙印を押したことが注目される。スイスと上ラインの史料がシャルル突進公に対してこの表現をしばしば用いてきたことは、よく知られているが、そのことは、「10年同盟」の構成員に、十字軍時代のムスリムや当代のメフメット2世に押し付けられた敵像一性的放縦、錯乱、専制、世界支配欲などをシャルル突進公に転用するのを無理なく受け入れる素地があったことを示している。ブルゴーニュ公との戦いに際し、「10年同盟」がキリスト教的な大義名分を掲げたことは、自軍の標識として白十字を用いたことにもよく表れている。スイスは、「西洋のトルコ人」に対するブルゴーニュ戦争を、キリスト教界を守護する使命を帯びたドイツ人の一員として戦ったのである。

第3章 近世スイスのドイツ観

誓約同盟と永続的な同盟関係を結んでいたフリブール市とゾーロトゥルン市が、1481年に、ブルゴーニュ戦争における戦功を評価され、邦の資格を認められた。1499年のシュヴァーベン／スイス戦争で、上ラインの帝国都市の多くがシュヴァーベン同盟側で戦う中、バーゼル市は中立を維持し、シャフハウゼン市は誓約同盟側で戦った。両市は、1501年、邦の資格で加盟す

る。1513年に、溪谷共同体、アペンツェルにも邦の資格での加盟が認められ、ここに、フランス革命期までつづく13邦体制が成立した。

誓約同盟の諸邦は、1495年のヴォルムス帝国議会に始まる帝国改造を通して整備される帝国制度（帝国議会、帝国クライス、帝国財政、帝国最高法院）には係わらなかった⁵。ヴォルムス帝国議会の前から誓約同盟に加盟していた諸邦は、帝国議会・クライス会議への招集や財政負担の配分の基礎となる台帳への記載を免れたし、その後に加盟した諸邦も、台帳へ記載されはしたものの、誓約同盟と皇帝との政治的交渉の結果、帝国議会・クライス会議を欠席し、財政負担を忌避しても不利益を蒙ることがない、との保障が与えられた。また、誓約同盟の諸邦は、誓約同盟内の争いを仲裁で解決し、帝国最高法院へ持ち込まないことが義務づけられたのである。バーゼル市の場合、南ドイツとの交易関係が深く、市民が交易上のトラブルで帝国最高法院に控訴されることがあったが、1648年のウェストファリア条約で「バーゼル市と他邦が完全な自由と免除を所有」していることを認められ、帝国最高法院の管轄からの解放が法的に確定した⁶。

たしかに、帝国改造で整備される帝国制度に係わらないことは、直ちに、誓約同盟の諸邦が帝国から離脱したことを意味するわけではない。諸邦は、皇帝の特権を、自己の支配を正当化する権原と見なし、その確認を歴代皇帝に求めつづけたのである⁷。1566年にも、13邦が一括してマクシミリアン2世から特権を確認されているし、1612年には、帝国内の情勢から実現に至らなかったとはいえ、諸邦の代表者会議がマティアスに特権の確認を求めることを決議している。しかし、その後は、二度と確認を求めなかった。それは、支配の権原として皇帝の特権を不要としたからではなく、一度確認された特権はずっと有効なはずであり、多額の費用をかけてまで新皇帝に改めて確認を求める必要はない、との声が大きくなったからである。

スイスでは、帝国との政治的関係が希薄化するのとは対照的に、フランスに由来する主権という概念が受容されていった。主権とは、ボーダンの『国家論』（1576）に発する概念で、絶対的、恒久的、立法的権力をいい、それは、皇帝に確認される特権に基づくものではなく、剣の実力に基づいて獲得されるものである。T.マイセンは、各邦で主権の概念や共和国（主権をもつ、多頭制的な国家）の呼称・表象がいつから使われ始めるかを基準として、スイスにおいて主権概念が受容されていく過程を検証した⁸。その結果を要約すれば、主権

概念は、17世紀半ばから18世紀半ばまでの一世紀をかけて、西部の邦から東部の邦へ、強大な邦から弱小な邦へ、都市邦から農村邦へ、都市貴族制の邦からランツゲマインデ制の邦へ、宗教改革派の邦からカトリック派の邦へ漸進的に受容されていったのである。マイセンは、この漸進性の根拠の一つとして、諸邦と帝国との公的な関係が完全には払しょくされず、なお随所に残存していたことを挙げる。

その残存とは、第一に、帝国が帝国直属者に対して保護機能を果たしつづけたことである。強大な隣人の攻勢に押されて守勢に回った帝国直属者にとって、帝国は、18世紀に入ってもなお最後の保壁であったのである。例えば、第二次フィルメルゲン戦争（1712）に敗れ、宗教改革派諸邦に対して守勢に立たされたカトリック諸邦にとってそうだった。第二に、支配権の中心的な機能と見なされた流血裁判権が皇帝に由来する、となお考えられたことである。各邦の流血裁判の主宰者は、その権限が皇帝に由来することを誇示して皇帝の剣を携えつづけるのを止めなかったし、ベルンとルツェルンでは、刑法は法行為の源泉である皇帝の法に従うとの定式が1730年代まで生きつづけたのである。

第三に、本稿のテーマである、救済史的に意味づけられた帝国観・ドイツ観の持続ということも見逃せない。このテーマに関する本格的な研究はまだ表れていないが、断片的な事実が発掘されてきている。その若干の例を挙げれば、まず、諸邦が、再び勢力を拡大してきたオスマン・トルコとの戦争に当たって、帝国の台帳に基づく財政負担に応じはしないが、キリスト教界を守護するドイツ人の責任から、1597年と1648年、1664年、1684年に火薬を提供している⁹。また、ルツェルン市のフランシスコ修道会教会は、1571年のレバント沖海戦などで帝国軍が収めた勝利を讃えるため、今でもトルコ軍から捕獲した軍旗を飾っている¹⁰。さらに、1739年にシュヴィーツで作成された一文書は、皇帝が定めた刑法に偽証した者に対する罰として、魂の救済の喪失、最後の審判における永遠の断罪を挙げている¹¹。すなわち、皇帝は、この世の終末に備えて人々を指導する教会に奉仕し、教皇と並んでこの世と天の国とを仲介する者、と理解されていたのであり、かかる皇帝の法に偽証することは、宗教的に弾劾されてしるべき罪と考えられたのである。

最後に、17世紀と18世紀の交の皇帝使節と誓約同盟との交渉について論じたT.ラウの最近の論文も、本稿のテーマに係わる興味深い事実を紹介している。当

時、皇帝、レオポルト1世（在位 1658-1705）は、フランス王、ルイ14世（在位 1643-1715）と対立し、スイス傭兵の獲得を巡っても競い合う関係にあった。レオポルト1世がハプスブルク家の伝統的な信条—ローマのカエサルに遡る古い家柄で、キリストにより信仰と教会の守護者として選ばれ、異教徒・異端と戦い、人民を撫育する使命を帯びる—を固く信奉していたのに対し、ルイ14世も、自分こそカエサルの後継者にふさわしい者と自負し、妻の血縁からスペインの継承権を主張して、皇帝への挑戦者として振舞ったのである¹²。1690年、皇帝使節、ロドロロン伯は、諸邦の代表者会議に赴き、フランスへの傭兵提供の中止を勧告する布告を読み上げた。その布告は、次のように言う。汝ら、誓約同盟の人々がその一員であるドイツ人の祖国、神聖ローマ帝国は、今、ドイツ人の宿敵であるフランス王によって脅かされている。もし、フランス王が勝利するなら、彼は、他のドイツ人だけでなく、汝らもその厳しい支配の下に置き、汝らの最大の宝、すなわち、高度に尊重されている自由で、「主権的」な（筆者注。ラウも断っているように、ここで使われている主権的souverainという術語は、実質的には、領邦高権Landeshoheit的の意）地位を奪うだろう。したがって、フランスへ傭兵を提供する汝ら、誓約同盟のドイツ人の行動は、合理的でなく、ドイツ人の祖国、ひいては、キリスト教界を危険にさらすものである、と¹³。この布告は、誓約同盟が、政治的に高度な自立性を獲得した後も、キリスト教界を守護する帝国とそれを担うドイツ人に帰属している、との前提で作成されている。皇帝側は、誓約同盟側にこの前提の共有を期待しても許される、との認識の下で、行動したのである。

1701年にも、バーデン駐在の皇帝大使、トラウトマンズドルフ伯が諸邦代表者会議に赴いた。彼は、スイスにおける主権概念の浸透を考慮して、あくまでも皇帝への臣従を前提にしてではあるが、諸邦を「主権的」な共和国と称し、その高度な自治を脅かそうとするフランスの企てに警告を発した。同伯の議論で特徴的なのは、不忠、移り気、支配欲など、かつてはムスリム＝トルコ人やブルゴーニュ公に押された烙印をフランス人に転用し、フランス王、ルイ14世を、キリスト再臨と世界末日の前に現れる反キリストAntichristと呼ぶ一方で、ドイツ人を、正直、勇気などの徳性を持つ者とし、特に、スイス人を、ドイツ的徳性の砦と称揚したことである¹⁴。ここにも、救済史的世界観・ドイツ観の共有を前提にしたスイス人への呼びかけを認

めることができるのである。

注

- 1 第1章は、次の文献を参照した。ハインツ・トーマス（三佐川亮宏・山田欣吾編訳）『中世の「ドイツ」—カール大帝からルターまで—』、創文社、2005。三佐川亮宏『ドイツ史の始まり—中世ローマ帝国とドイツ人のエトノス生成—』、創文社、2013。山田欣吾「(書評) 三佐川亮宏著『ドイツ史の始まり—中世ローマ帝国とドイツ人のエトノス生成—』」、『史学雑誌』第123編第6号、2014
- 2 拙稿「ブルゴーニュ戦争期スイスの自己意識」、『西南女学院大学紀要』第9号、2005
- 3 Claudius Sieber-Lehmann, An Obscure but Powerful Pattern: Crusading, Nationalism and the Swiss Confederation in the Late Middle Ages, in: Norman Housley, ed., Crusading in the Fifteenth Century, PALGRAVE MACMILLAN, 2004, p.86, 211
- 4 以下、第2章は、Claudius Sieber-Lehmannの次の文献を参照した。
„Teutsche nation“ und Eidgenossenschaft. Der Zusammenhang zwischen Türken-und Burgunderkriegen, in: Historische Zeitschrift 253, 1991 : Spätmittelalterlicher Nationalismus. Die Burgunderkriege am Oberrhein und in der Eidgenossenschaft, Göttingen, 1995 : Der türkische Sultan Mehmed II. und Karl der Kühne, der „Türk im Occident“, in: Zeitschrift für historische Forschung, Beiheft 20. Europa und die osmanische Expansion im ausgehenden Mittelalter, 1997
- 5 Bettina Braun, Die Eidgenossen, das Reich und das politische System Karls V., Berlin, 1997, S.92-184 : 拙稿「1500年前後における誓約同盟と帝国との関係」、『西南女学院短期大学研究紀要』第46号、1999
- 6 拙稿「ウエストファリア条約のスイス条項」、『西南女学院短期大学研究紀要』第48号、2001
- 7 Bettina Braun, op.cit., S.65-91
- 8 Thomas Maissen, Die Geburt der Republic. Staatsverständnis und Repräsentation in der frühneuzeitlichen Eidgenossenschaft, Göttingen, 2006, S.431-567
- 9 Karl Mommsen, Eidgenossenn, Kaiser und Reich. Studien zur Stellung der Eidgenossenschaft innerhalb des heiligen römischen Reiches, Basel und Stuttgart, 1958, S.27
- 10 Claudius Sieber-Lehmann, Die Eidgenossenschaft und das Reich (14.—16. Jahrhundert), in: Marco Jorio hg., 1648. Die Schweiz und Europa, Zurich, 1999
- 11 Thomas Maissen, op.cit., S.558-566
- 12 アンドリュー・ウィートクロフツ（瀬原義生訳）『ハプスブルク家の皇帝たち』、文理閣、2009、239-254頁
- 13 Thomas Lau, Teutsch gesinnet? Die eidgenössische Tagsatzung und das Reich an der Wende vom 17. zum 18. Jahrhundert, in: Stephan Wendehorst, hg., Die Anatomie frühneuzeitlicher Imperien, Göttingen, 2015, S.409-410
- 14 ibidem, S.408-409

The Swiss View of Germany in the Medieval and Early Modern Ages

Shinichi Yanagisawa

<Abstract>

Recent studies of German history reveal that although the Kingdom of Germany came into being in the 12th century through the Investiture Controversy, the German political system continued to follow the Roman Empire. This Empire signified the last world empire in salvation history. In this Empire, the Germans prided themselves on their mission to support the universal power of Emperors and to protect Christendom. The people of the Swiss Confederacy, which consisted of cantons with the Emperor's privileges, esteemed themselves as part of Germany, and had a special mission in salvation history.

The sense of mission of the German, including the Swiss, became acute, when the Turk endangered the eastern border of the Empire and Duke Charles the Bold or King Louis XIV endangered the western border at the same time. When the Imperial Cities in Upper Germany condemned Duke Charles the Bold as “the Turk in the West” who disturbed the mission of Germany in conspiracy with the Turks, the Swiss conformed to them. When an Emperor's ambassador condemned King Louis in the same way, the Swiss listened to him empathically.

Keywords: Swiss Confederacy, Roman Empire, Germans, salvation history